

令和8年7月9日

関係機関・団体 各位

京都労働局労働基準部
健康安全課長

労働安全衛生規則等の一部を改正する省令の施行等の周知について（依頼）

労働行政の運営につきましては、日頃から格別の御理解御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、労働安全衛生規則等の一部を改正する省令（令和8年厚生労働省令第89号。以下「改正省令」という。）及び労働安全衛生規則第四十四条第二項の規定に基づき厚生労働大臣が定める基準等の一部を改正する告示（令和8年厚生労働省告示第204号。以下「改正告示」という。）が令和8年4月28日に公布され、令和9年4月1日から施行することとされたところです。

貴団体におかれましては、別添の本制度改正の内容を案内するリーフレットを活用する等により、会員事業場等に周知いただきますよう、特段の御配慮をお願い申し上げます。

・リーフレット①「健診取扱いリーフレット」



・リーフレット②「健康診断を実施しましょう」

